

- 事務局（局長） 只今から、令和5年第8回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。
- 今日は、委員改選後初めての定例総会ですので、開会に当たり、二宮隆久市長がご挨拶を申し上げます。
- 市 長 （市長挨拶）
- 事務局（局長） ありがとうございます。
次に、農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付を行います。
お時間の都合上、代表の方以外は、あらかじめお席に委嘱状を配付させていただきましたので、ご了承願います。
幸野会長、演台へお願いいたします。
代表の方のお名前を読み上げますので、幸野会長からお受け取りください。
西岡輝治様、前へお進みください。
- （委嘱状交付）
- 事務局（局長） ありがとうございます。
以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。
次に、幸野会長からご挨拶をお願いいたします。
- 会 長 （会長挨拶）
- 事務局（局長） ありがとうございます。
初めての委員さんもおられますので、まず、自己紹介をお願いいたします。
お手元の委員名簿の、一番上の池田幸二委員さんから順番に、地区名とお名前をお願いいたします。
- （委員自己紹介）
- 事務局（局長） あと、豊茂地区担当の大本昭裕委員さんが、後ほど遅れてこられますので、以上39名の委員さんでございませう。よろしくお願ひいたします。
ありがとうございました。
それでは続きまして、二宮市長、木藤農林水産部長、農林振興課及び農業委員会事務局職員の自己紹介を行いますので、全員前へ出ていただき、ステージに向かって左から、市長、部長と一列にお並びください。
それでは、二宮市長からお願いいたします。
- （市長以下自己紹介）
- 事務局（局長） ありがとうございます。
それではここで、二宮市長と木藤農林水産部長は、他の公務のため退席されます。ありがとうございました。
- （市長、部長退席）
- 事務局（局長） それでは、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に

議事進行をお願いいたします。

議長（会長）

これより本日の会議を開きます。
出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中20名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。
なお、大本委員が、若干遅れて来られるということです。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。
まず、日程第1 議席の指定を行います。
議席は、只今ご着席の議席とします。ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないようですので、只今の議着席をもって議席に決定いたします。
次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、3番 武田 隆宏委員と4番 藤田秀美委員を指名いたします。
次に、日程第3 書記の指名を行います。
本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。
それでは、日程第4 議案審議に入ります。
まず、議案第53号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼
農地係長）

議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。
議案書1ページをご覧ください。
1番、大洲字鉄炮町の土地、畑1筆373㎡、売買による所有権移転です。
所有権移転後は、露地野菜を栽培します。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事をします。
2番、西大洲字ヤスバの土地、田1筆1,275㎡及び畑1筆411㎡も、売買による所有権移転となります。
所有権移転後は、果樹を栽培します。
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。
3番、徳森字小鳥越の土地、畑4筆693.63㎡は、遺贈による所有権移転です。
所有権移転後は、露地野菜等を栽培します。
農業は、譲受人が年間を通して従事します。
4番、平野町平地の土地、田1筆410㎡は、売買による所有権移転です。
所有権移転後は、水稻の栽培をします。
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。
5番、柳沢の土地、畑1筆2,879㎡、売買による所有権の移転です。
所有権移転後は、果樹の栽培を予定しています。
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。
6番、長浜町穂積の土地、畑3筆406㎡は、贈与による所有権の移転です。

所有権移転後は、季節野菜を栽培します。
農業は、譲受人が年間を通して従事します。
以上、6件になります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

1番及び2番案件について、ご説明をいたします。
議案説明資料は、2ページと3ページを参考にしてください。
まず、1番案件ですが、譲渡人は県外に居住し管理が困難なため、親戚にあたる譲受人へ売買での所有権移転を行うものです。
申請地は、大洲市役所から西へ約600mのところにある農地で、今後は露地野菜を栽培して耕作管理を始める計画となっております。
次に、2番案件ですが、譲受人が所有する農地に隣接する申請地を、一体的に管理することで合意に至ったため、同じく売買での所有権移転をするものです。
申請地は、西大洲の安場集会所から南へ約500mにある、この後の5条案件の申請地に隣接する農地で、今後は果樹を栽培するものとなっております。
2件とも、農業は譲受人夫婦や家族が年間を通じて従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと思います。
また、調査結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

3番。

5番

3番案件は、私が現地調査を行いましたので、ご説明いたします。
議案説明資料は4ページをご覧ください。
3番案件は、遺贈による所有権移転で、申請地は、平小学校から北東へ約200mに位置し、一部農地には農業用倉庫があるため、所有権移転後に農業用施設建設届を提出することになっております。
申請によると、相続人である譲受人が今回取得する農地で耕作を手伝っていたこともあり、露地野菜等の栽培をするための「新規営農計画書」が提出されており、今後の耕作状況を見守っていくこととします。
調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

4番。

8番

4番案件ですが、私の方で現地調査を行いましたので、ご説明いたします。
議案説明資料は5ページを参考にしてください。
当案件は、自作地に隣接する農地を売買にて取得するもので、申請地は、平地の矢ノ口集会所から南へ約100mのところにある田1筆で、現在も良好に管理されております。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農業は、譲受人家族が年間を通じて従事するなど、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はないことから、所有権移転後の管理に問題はないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

5番。

16番

5番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は6ページを参考にしてください。

5番案件は、譲渡人が市外に居住して耕作管理が出来ないため、地元の有志へ売買で所有権移転をするもので、申請地は、譲受人の自宅に隣接する農地です。

農業は、譲受人が年間を通じて従事しており、引き続き果樹の栽培をしていくため、今後の耕作管理に問題はないと考えます。

その他、調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

6番。

28番

6番案件をご説明いたします。

議案説明資料は7ページをご覧ください。

6番案件は贈与による所有権移転で、申請地は、譲受人の両親が暮らしていた実家がある、この後の非農地証明案件に隣接する農地になります。

申請によると、譲受人は、これまでの経験を活かして、両親が所有する農地と今回取得する農地を一体的に管理していくため「新規営農計画書」が提出されており、今後の状況を見守っていくこととします。

調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第54号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼
農地係長）

失礼いたします。議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の8ページから14ページまでを、併せてご覧ください。

1番、西大洲の土地、292㎡の案件は、譲受人が申請地に隣接する農地の購入と併せて、農業用倉庫が必要となったため、申請地を取得するものであります。

農地区分は、大洲市中心部から南西に約1.9kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性はなく、公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、申請地の農業用倉庫につきましては、20数年前に譲渡人側で当該地をコンクリートで造成し、倉庫を建築していることから、違反転用の状態になっております。このことについては、譲渡人から始末書が提出されており、反省しているようでありますので、追認していただきますようお願いいたします。

2番、菅田町菅田の土地、431㎡の案件は、譲受人世帯が居住している家が手狭で不便なため、申請地に自己住宅を建築するために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東に、約4.1kmのところに位置し、300m以内に大洲市菅田連絡所が存する区域内にある農地であることから、「第3種農地」と判断しております。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、2件でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の8ページから11ページを、参考にしてください。

申請地は、9ページの位置図のとおり、大洲病院から南へ約650mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、問題ないと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように、既にコンクリートが敷かれ、農業用倉庫が建築されており、違反転用の状態となっております。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、10ページの地番地目図のとおり、隣接農地は申請者が取得して耕作管理をする予定であるため、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、譲渡人より始末書が提出され、反省もしているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

2番。

12番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の12ページから14ページを参考にしてください。

申請地は、13ページの位置図のとおり、菅田連絡所から西北西へ約280mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、14ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは譲渡人の農地であり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は、申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第55号『非農地証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めま

事務局(専門員兼
農地係長)

失礼いたします。議案第55号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」15ページから17ページまでを、併せてご覧ください。

1番、長浜町穂積の土地、1筆1,145㎡の案件は、転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申出によりますと、申請地は山林に囲まれ、また、耕作地までの道が急傾斜の狭い山道で農機具の搬入ができず、耕作が困難な農地であったため、昭和58年頃に、周囲と同様に山林として利用するため杉を植林し、現在は、農地として復旧することが著しく困難となったとのこと

でございます。以上、1件でございます。ご審議のほど、お願

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

28番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の15ページから17ページまでを、参考にしてください。

申請地は、16ページの位置見取図のとおり、大和連絡所から北東へ約1.5kmに位置する農地になります。

申請によりますと、申請地は山林に囲まれ、また、耕作地までの道が急傾斜の狭い山道で、農機具の搬入ができず、耕作が困難な農地であったため、昭和58年頃に、周囲と同様に山林として利用するため杉を植林し、現在は、農地として復旧することが著しく困難となったとの申出です。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも、植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われまます。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第56号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼
農地係長）

議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の4ページから、ご覧ください。

説明の前に、議案書の誤りがございましたので、お手数をおかけしますが、次のとおり訂正をお願いいたします。

議案書6ページの12番に記載をしております、利用権の設定を受ける者の氏名において、「佐」となっているところが、

正しくは「左」でございました。お詫びして訂正をいたします。申し訳ございません。

それでは、「新規」案件のみを説明させていただきます。

議案書は6ページからになります。

9番は、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定するものです。

次に12番は、水稻を栽培するため、使用賃借権を10年間設定するものです。

続いて、13番と7ページの14番は、「利用権の設定を受ける者」が同一で、ともに水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間それぞれ設

定するものです。

その他の案件は、「再設定」となりますので、後ほどご確認をお願いします。

以上、利用権設定件・筆数、14件・27筆、利用権設定総面積、18,718㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。